

審査基準改訂後の運用状況について

平成 20 年 12 月 22 日
特 許 庁

平成 17 年 4 月の審査基準改訂後の運用状況について、前回の委員会でのご議論を踏まえて調査したところ、以下の通り。

1. 医療機器の作動方法の特許で、平成 17 年 4 月から平成 20 年 6 月までの登録件数 76 件の内訳は以下の通り。

テーマコード（技術範囲）	出願人国籍			合計
	日本	外国	うち米国	
放射線治療装置 （癌治療用等の放射線治療装置）	13	1	1	14
体外人工臓器 （透析装置など）	3	9	6	12
磁気共鳴イメージング装置 （MRI 装置など）	2	10	4	12
その他	21	17	12	38
合計	39	37	23	76

2. 特許請求の範囲に投与間隔・投与量等の治療の態様が記載された出願について、審査を行う段階で案件の把握を行ってきたところ、平成 17 年 4 月から平成 20 年 6 月の間に把握された出願の数は 66 件であった。

そのうち、

- ・投与間隔・投与量等の治療の態様の観点で特許性が認められ、特許となった出願 … 0 件
- ・治療の態様以外の観点（例えば対象疾病）で特許性が認められ、特許となった出願 … 20 件
- ・特許が認められなかった出願 … 29 件
- ・審査中又は審理中の出願 … 17 件